

奈良県農業大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）第十四条第二項に規定する実践オーベルジュ棟の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十七年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

施設及びその使用料

宿 泊 室		実践バンケット						施設	使用料
ム	ツインルー ーム	スイートル ーム	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）	
	一室一泊	一室一泊	一万八千円	一万三千九百円	七千円	一万二千六百元	七千二百円	五千四百円	
	二万三千円	五万五千元							

